

消 防 予 第 115 号
令 和 7 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

関係者不在施設における防火安全対策ガイドラインについて

近年、新たな技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しており、施設関係者が常駐することなくサービスを提供する事業形態として、消防法令において従来想定されていないものも見られるようになってきています。

このような施設関係者が不在となる施設（以下「関係者不在施設」という。）について、消防庁では、昨年度「予防行政のあり方検討会」において、宿泊施設を対象とした防火安全対策の検討を行い、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて」（令和7年3月28日付け消防予第135号）により指針を示し、さらに本年度の同検討会では、対象を関係者不在施設全般に拡大し、防火安全対策を検討したところです。

つきましては、別添のとおり、「関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）をとりまとめましたので、関係者不在施設の管理権原者をはじめ、当該施設の経営者、運営者等に対し、下記の事項に留意の上、本ガイドラインを活用した消防計画や教育・訓練等の充実等、防火安全対策に万全を期すよう指導願います。

なお、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」については、本通知をもって廃止します。

また、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防計画については、消防法施行規則第3条第1項各号に規定する事項をはじめとして、防火管理者が各々の施設の実態を把握した上でその詳細を定めるものであるが、本ガイドラインは、関係者が不在となる施設の危険性に応じて、特に消防計画に定めるべき事項の詳細やその検討手順について示したものであること。なお、消防法第8条の規

定が適用されない施設においても、関係者が施設利用者に対して負う安全配慮義務の観点から、本ガイドラインに基づき火災発生時の防火安全対策に万全を期するよう指導されたいこと。

- 2 本ガイドラインのように、各々の施設の危険性に応じた防火管理体制を構築する考え方については、あらゆる事業所に共通して有効と考えられることから、小規模な施設など本ガイドラインの対象外となる施設においても、実効性のある防火管理体制を構築するための参考として活用されたいこと。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
奥田違反処理対策官、辻係長、中西総務事務官
電話：03-5253-7523